

勤医協札幌西区病院 訪問リハビリテーション

・介護予防訪問リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 公益社団法人北海道勤労者医療協会が設置する勤医協札幌西区病院（以下「事業所」という。）が実施する訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの適正な運営を進めるために、人員および管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復、生活機能の維持又は向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業の運営)

第4条 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 勤医協札幌西区病院訪問リハビリテーション

(2) 所在地 札幌市西区西町北19丁目1番5号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者・理学療法士 1人

管理者は、関係法令と運営規定に基づき、施設に関わる従業者の総括管理、指導を行う。

(2) 医師 1人以上

利用者の病状や心身状態の把握につとめ適切に診療を行う

- (3) 理学療法士 1人以上
- (4) 作業療法士 1人以上
- (5) 言語聴覚士 1人以上

理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う

（営業日及び営業時間）

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 平日月曜日から金曜日
休業日 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始 12月30日から1月3日まで
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 上記営業日、営業時間の他にも、電話等により連絡が可能な体制とする。

（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの内容）

第8条 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- (1) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションは、通院が困難な利用者に対して、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション計画書を作成するとともに、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。
- (2) 理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

（訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用料等）

第9条 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

2 介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、札幌市西区、手稲区、北区、中央区の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く

(5) 利用者とその家族、従業者からの相談窓口を置き、それを周知する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報す

るものとする。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第14条 サービス提供に当たり、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。なお身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定)

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションに関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は公益社団法人北海道勤労者医療協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、2024年4月1日から施行する。